

令和2年4月17日

保護者の皆様

四国中央市教育委員会
教育長 東 誠

「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業の実施について（お願い）

保護者の皆様には、これまで、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けて、適切に対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

4月8日から新学期がスタートし、約1週間が経過いたしました。各学校において感染防止対策に万全を期した中で、保護者の皆様のご理解とご協力のもと、学校再開をすることができましたことを感謝申し上げます。

そのような中で、全ての都道府県を対象に国の緊急事態宣言の発令及び県知事からの要請を受け、本市の児童生徒の安全を最優先に考えて、より一層の万全を期すため、次の通り小・中学校の臨時休業を行いますので、ご理解とご協力をいただけますよう、お願いいたします。

1 臨時休業期間

4月21日（火）～5月6日（水）

2 臨時休業に伴う教育活動等について

- (1) 学校再開は、5月7日以降になります。1学期については学校行事等精選し、授業時数を確保してまいりますので、ご了承ください。
- (2) 臨時休業中の家庭学習については、各学校から連絡します。計画的・継続的な家庭学習の取組をご家庭でご支援願います。
- (3) 中学校の部活動等については、中止とします。
- (4) 各学校で予定していた個人懇談等は延期します。対応を急ぐものについては、電話相談をさせていただきます。各学校へご相談ください。
- (5) 臨時休業期間中、児童生徒の健康保持の観点から、運動場を使用される場合は、学校とご相談の上、保護者または見守りのできる大人の方が同伴されるようお願いいたします。
- (6) 放課後児童クラブは、8時から18時までの長期休業中と同様の対応となります。昼食を準備させていただきます。
- (7) 放課後児童クラブ、パレット、放課後等デイサービス等が利用できず、お困りの場合は学校にご相談ください。

【裏面へ続く】

3 感染症対策の継続について

これまでの休業中と同様に、感染症予防に向けた対策の継続をお願いします。

- (1) 朝・夕の検温等の健康観察や咳エチケット・こまめな手洗いなど基本的な感染症対策を引き続き、ご指導ください。
- (2) 風邪症状がある場合は外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクの着用をお願いします。また、引き続き、不要不急の外出は控えるなど外出の自粛をお願いします。
- (3) 集団感染の共通点は、特に「換気が悪い」「人が密に集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まらないようにご指導をお願いします。
- (4) 児童生徒やご家族に次のような症状があり、下に示す機関へ相談が必要な場合は、必ず保護者から学校に対し連絡をお願いします。
 - ① 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続いている者（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
 - ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者

相談先

新型コロナウイルス一般相談窓口	土日 24 時間対応	089-909-3468
帰国者・接触者相談センター	土日 24 時間対応	089-909-3483

4 健康維持に関することについて

お子様が自宅で過ごす生活が長期に渡って続くことを踏まえ、食事、睡眠、運動など、健康維持にご留意ください。また、スマートフォンやタブレット端末等によるゲーム、SNS等の長時間使用や不適切な使用をしないようご指導をお願いします。

臨時休業期間中は、感染拡大防止のため「人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごす」ようお示したところですが、児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動不足やストレスを解消するために行う運動の機会を確保することも大切であり、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境の下で行っていただきたいと考えます。ただし、感染拡大を防止する観点から、一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないよう配慮してください。

5 その他

5月7日の学校再開に際しては、感染拡大を想定して休校の延長や、児童生徒をグループに分けた分散登校についても検討しています。必要に応じて、一斉メールやHP等で学校等を通じてお知らせします。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があることをご了承ください。